

第 10 回調布市住民自治基本条例に関する市民懇談会傍聴アンケート内容 * 表記, 表現は原則として, 傍聴者の記入されたとおりとしています
 * 公開不可の記入があったものは, 公開しません
 * () は事務局の補足です

NO.	カテゴリー	Q	A
1	議論の内容について	間接民主主義は直接民主主義が不可能であるから行うものであり, できる限り低コストの直接民主主義を実現することを研究する必要がある。	委員に開示します。
2	議論の内容について(職員)	議会の調査は, 市の内容を調査するものであるから, 市民がその調査プロセスに参加できる事が望ましい。	委員に開示します。
3	議論の内容について(職員)	役所に関する問題としての原因は, 役所全体と職員個人, 及び役所の中の課の個性が相乗して問題が生ずることが多いと考える。	委員に開示します。
4	議論の内容について(職員)	社会で責任をとるとは, 減給することだけではなく, 時期がたとえ遅れても, 必要な事を必要なだけ実現することにある。必要な価値は必ず労働の付加価値として生み出すことが大切である。	委員に開示します。
5	議論の内容について(職員)	公務員の任免は国民の権利として, 国家公務員について憲法に述べられているが, 市町村の公務員も憲法の法意を考えると同様にするべきと考える。 市民が公務員の任免を十分に確実にできるように, 情報の流通を確保することが大切である。 - どの様に基本条例に反映するのか。	委員に開示します。
6	議論の内容について(調布らしさ)	調布の個性として, 町づくりにおける市民の行動様式としてそれをつくれないか。	委員に開示します。
7	議論の内容について(調布らしさ)	調布市データブック 2005 (P28) - 府中市に比べると調布市は面積がかなり狭いののに, 農業算出額が調布市において大きいのは特筆すべきことです。また, 第3次産業が75%を超えています, 3次産業にも <u>多種ある</u> ので, この内容を把握することが大切です。 どの様な第3次産業が調布で発展していくべきなのかを考えていく事が大切で,	委員に開示します。

		それを検討し、育てていく社会的構造をつくる為の基本条例を考えることも大切である。 映像文化の中の調布はその中の一つである。	
8	議論の内容について（調布らしさ）	調布市民の生活の中の深大寺とはどのような存在なのか。（地域社会学的考察を）基本条例の中で深大寺を考える上で必要なことだと考える。 その他の川などについても同じである。	委員に開示します。
9	議論の内容について（調布らしさ）	「調布らしさ」として、市民参加プログラムの規定化 民間と比較しても遜色のない効率経営 最高規範性（他市区よりも明確な表現） 調布の文化・伝統等の維持・継承などを盛り込んで欲しいと思う。	委員に開示します。
10	議論の内容について	他の市町村の基本条例では目的（第1条）と前文の両方が存在していますが、法律の世界では、その多くにおいて第1条で法律の目的が書かれていますが、前文のある憲法は第1章において天皇について書き始められています。これは私の考えですが、前文は、その法律の目的の意味をもった概念であると考えます。 要は基本条例の目的を第1条（本文）（目的の意味を明確にする為には調布の地理的特徴を書くことは可能であると考えます。）で述べるのか前文で述べるのかにあると考えます。	委員に開示します。
11	議論の内容について	みんながつくる町づくり 市民や行政、議会がどのように行動して町づくりをするのか 前文はもちろんの事。本文においても個性を。 行動様式の時代経過に合わせた創造の為に組織構造を基本条例の中に入れるべき。	委員に開示します。
12	議論の内容について	住民自治基本条例に関し、はじめて前文に対する意見交換が行われた。何を入れるべきか、特意的なことは何か、が話題となった。メモや発言を通じて、様々な意見を持っていることがわかる。とても興味深い。中には「大半がそう思っている」などの発言もあり、面白い。そう感じた。これから、とても面白そう。 （前文に入れたいことの1つ 日本橋から20km 甲州街道で栄えた町。今は高速道路が突き抜ける町）	委員に開示します。

13	議論の内容について	前文の議論(今日語られていたことは、市民としての自治のとらえ方など率直に話し合われていて、“市民の目線で”という条例で必要な視点が入っていた部分も多く共感して傍聴しました。)にありましたが、市民が共有できる自然・文化・歴史の共通項の書き込みはあっても良いと思います。その条例は、どの地域についての自治を目指して書かれたものかという点からしても重要です。市民の心のよりどころとも言える部分ではないでしょうか。(文は長すぎずだと思っていますが)	委員に開示します。
14	議論の内容について	このまちを継続可能なまちとして、市民が自ら守り育てていきたい。そのまちの理想的な状態は何か、という事を語るのは、意味ある事だと思います。主人公の市民が、調布のまちで、前文にあるような状況で暮す為に必要な項目は何かと考えていけば、柱が出てくると考えます。	委員に開示します。
15	議論の内容について	今回の議論の中で憲法に基づくという文面もありました。書き込むかどうか別として、民主主義の基本「一人一人が大切にされる事」、基本的人権、このキーワードを大事にしてくみ立てていく事は基本条例にも欠かせない考え方だと受けとめています。	委員に開示します。
16	議論の内容について	厳しい財政状況の中で、人の幸せを実現していく為には、サンセット方式も必要になってきます。税金の使われ方の情報公開、全てに関して徹底した情報公開が、行政への信頼の一步だと考えますので、条文にも必要ではないでしょうか。これは説明責任を補完する意味からも重要だと考えます。	委員に開示します。
17	議論の内容について	議会制民主主義が形がい化している時、議会とは何かを改めて問う意味からも「議会」についての柱立は必要。議会も立法機関として、取り組む事が問われていると思います。	委員に開示します。
18	議論の内容について	市(執行機関)の役割についても明確にするのは有効な事だと感じました。	委員に開示します。

19	議論の内容について	委員の発言の中に「前文は読む人などいなくなるので、長文を避け簡潔に書くべきだ」という趣旨の発言があった。簡潔・的確に表すことには賛成。 しかし、法律とか条例は、何かコトが起こった時の最後の投げどころであるから、「必要なことは漏らさず、かつ、正確に定める」ことが必要と思う。	委員に開示します。
20	議論の内容について	前文に調布の自然・歴史・伝統を謳うことには抵抗感はないが、調布市民に市民としての自覚と誇りを持たせる内容が必要と考える。	委員に開示します。
21	市民参加について	男女共同参画社会というものが大切なのであるが、調布市ではまだそれが弱いようである。どのようにこれを構築していくのかが大切である。 休日と夜間しかいない市民が参画していける社会を特に考えるべきである。	委員に開示します。
22	委員への質問・意見	小島委員へ 読むことで心が安らぐようなやさしい前文とはどのような文章なのでしょうか。	委員に開示します。
23	委員への質問・意見	丸山委員へ 自治の担い手である私たち市民が、役割を分担するとは解かりにくいです。どの様な役割があって、それらをどのように分担していくのかを、基本条例の中でどのように規定していくのですか。役割の内容は時代の変化に合わせて変化するはずなので、役割内容とその分担について継続的に検討していく機構を考える必要があるかもしれません。	委員に開示します。
24	その他	傍聴席では、非常に聞きづらい。もっと大きな声で発言願いたい。	委員に開示します。